

令和5年2月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年2月16日(木)		開催場所	ときわ会館5階 大ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時05分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	欠席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	藤田 亮輔
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	立澤 裕介		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	長谷川 英理子		
議案	議案第94号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第95号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第96号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第97号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第98号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第99号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第100号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第101号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について				
	議案第102号	特定都市農地貸付け承認申請について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> </ul>					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和5年2月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は小山委員、関口委員が欠席されておりますので、出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号9番 小泉委員 議席番号10番 井原委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

4 議案審議		
議 長		<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第94号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、尾間木地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局		<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立大牧小学校の南東800mに位置する農地の広がる地域の現況畑です。 通作距離は、50kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、コマツナ、ナスの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横 山 委 員		<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、県立浦和東高校の南200mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、10mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、サトイモ、ハーブの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、和土地区、濱野委員、議案説明をいたします。</p>
濱 野 委 員		<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通小学校の南西500mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、200mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、キャベツ、カブの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第94号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員		<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長		<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第95号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、指扇駅の南300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設コンクリートブロック1段から6段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立柏崎小学校の北西1.3kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設コンクリートブロック4段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第95号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第95号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第96号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から番号2番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、①③農振農用地、②農用地区域外です。</p> <p>申請地は市立馬宮西小学校の南1.0kmに位置する、①③農振農用地、②道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、サツマイモを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、埼玉県警察機動センターの西2.0kmに位置する農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、キュウリ、ナス、ダイコンを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号3番、三橋地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
山 本 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立三橋中学校の北西610mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で飲食業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設コンクリートブロック2段積及び高さ1.2mの新設L字型擁壁により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番から7番、片柳地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西 澤 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農振農用地です。</p> <p>申請地は、市立野田小学校の南西800mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、ネギを作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>

続きまして、番号5番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立野田小学校の南西800mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ダイコンを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立野田小学校の南西720mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ハクサイを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立大原中学校の北東770mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、ネギ、ダイコン、ブロッコリーを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号8番から9番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号8番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、さいたま市立病院の北西910mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、キンモクセイ、ヒバを作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号9番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農振農用地です。  
申請地は、市立三室中学校の北東1.0kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は、農地改良です。  
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  
作付計画は、植木、苗木を作付けする予定です。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号10番、与野地区、11番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。

高 崎 委 員	<p>番号10番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、中央区役所の北西390mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、車輛置場です。  申請理由は、現在、市内で中古自動車販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地を新たな車輛置場として使用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>番号11番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立田島中学校の北東500mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、資材置場です。  申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、新設コンクリートブロック6段積及び高さ1.0mから2.3mの既設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号12番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱 野 委 員	<p>番号12番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、南下新井配水場の北560mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は、資材置場及び駐車場です。  申請理由は、現在、市内で水道施設工事業を営んでいるが、県内の既存の資材置場及び駐車場を返却し、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既存ブロック3段積及び高さ1.0mの既存フェンス及び高さ1.8mの新設鉄板により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号13番から14番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中 山 委 員	<p>番号13番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立慈恩寺小学校の北東130mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、自己用住宅です。  申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既存コンクリートブロック3段から5段積及び、新設コンクリートブロック4段積により被害を及ぼさない計画です。</p>

続きまして、番号14番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立慈恩寺小学校の西850mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、犬の訓練用地及び駐車場です。  
申請理由は、現在、県内で動物病院に勤務しているが、この地域での必要性を鑑み、犬の訓練及びペットホテルの事業を行うことから、申請地を犬の訓練用地及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、既設及び新設コンクリートブロック3段積並びに高さ1.0mの既設及び新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
以上で説明が終わりました。  
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
他に何かございますか。  
  
質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。  
  
議案第96号について、賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議

長

総員賛成でございます。  
議案第96号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きまして、議案第97号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番から7番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.1kmです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は350mです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は260mです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は10mです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.8kmです。 特に問題はないものと思われま。</p> <p>続きまして、番号6番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.6kmです。 特に問題はないものと思われま。</p>

続きまして、番号7番についてご説明いたします。  
使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.8kmから5.2kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号8番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。

石川委員 番号8番についてご説明いたします。  
賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、葉物です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.6kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号9番から11番、片柳地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。

西澤委員 番号9番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.8kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号10番についてご説明いたします。  
賃借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は17.0kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号11番についてご説明いたします。  
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.2kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号12番から16番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号12番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ダイズです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.1kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号13番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、花きです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は9.2kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号14番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ギボウシです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.2kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号15番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、苗木、サトイモ、ヤツガシラです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.2kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号16番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、苗木、サトイモ、ヤツガシラです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.6kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたし

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号17番、大久保地区、高崎委員、議案説明をお願いいたしま

高 崎 委 員

番号17番についてご説明いたします。  
使用賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.1kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたし

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号18番から番号21番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願

浅子委員

番号18番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ネギです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.6kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号19番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、トウガラシです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.3kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号20番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は710mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号21番についてご説明いたします。  
賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.5kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくご

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号22番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小林委員

番号22番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ネギです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.1kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくご

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号23番から24番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱野委員

番号23番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は600mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号24番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.3kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号25番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号25番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、ネギです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は930mです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号26番から27番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員

番号26番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.3kmです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号27番についてご説明いたします。  
賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.3kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
以上で説明が終わりました。  
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

高松委員

番号21番について伺います。  
譲受人の経営状況として貸付地が存在しますが、その詳細について教えてください。

事務局

同一住所の別世帯の農家に対し、利用権による貸付がされています。

議長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。  
質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第97号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各 委 員  
議 長

— 総 員 賛 成 —

総員賛成ですので、議案第97号について、原案どおり意見決定することといたします。

議 長	<p>続きまして、議案第98号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高 崎 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。</p> <p>よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第98号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第98号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第99号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第99号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第99号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第100号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から11番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第100号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第100号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第101号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきましては、農地中間管理機構が借受ける農地を、市が作成しました農地利用配分計画(案)にある賃借権の設定等を受ける者へ貸し付けることが適切か否かについて、市農業政策課より農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>議案書54ページの配分計画(案)をご覧ください。</p> <p>こちらは、農地中間管理機構から譲受人に対し、農地を賃貸借にて貸し付けるというものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の55ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われまます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第101号について、市農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第101号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第102号、特定都市農地貸付け承認申請について審議します。</p> <p>番号1番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関 根 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>市民農園を開設する者、土地所有者、申請地の所在、地番等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立城北中学校の南東300mに位置する市街化区域内の農地です。</p> <p>申請目的は、農業者以外の者が野菜づくりを通じ、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的とするものです。</p> <p>貸付農地は、18㎡の区画が52区画、27㎡の区画が10区画を計画しております。</p> <p>貸付期間は1年です。</p> <p>募集方法、申込方法及び選考方法等は議案書記載のとおりです。</p> <p>現地立ち合いを実施しており、特に問題はないものと思われまます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりましたので、質問等のある方は挙手をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>申請地は全て耕作目的で市民農園として利用するのでしょうか。</p> <p>また、貸付期間が1年間ですが、より長い期間の貸付は可能なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>申請地は全て耕作目的で利用することになりますが、農機具等につきましては、申請地の隣地の宅地に保管する予定です。</p> <p>貸付期間につきましては、貸付規定に契約期間は1年間を上限とする旨が定められましたので、原則1年間が上限となります。</p>
高 松 委 員	<p>除草管理はどなたが行うのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>市民農園開設者が行う予定です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第102号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第102号について承認することと決定いたします。</p>

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年1月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）についてでございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p> <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和5年2月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>